

山口県報

平成18年
2月17日
(金曜日)

目次

告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
特定計量器の定期検査の実施 (計量検定所) 四
保安林予定森林 (森林整備課) 五
公告
特定非常利活動法人の設立の認証の申請 (県民生活課) 六
訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定 (高齢保健福祉課) 六
通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定 (高齢保健福祉課) 七
短期入所生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定 (高齢保健福祉課) 七
指定居宅介護支援事業者の指定 (高齢保健福祉課) 七
通所リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業の廃止 (高齢保健福祉課) 七
短期入所療養介護に係る指定居宅サービス事業の廃止 (高齢保健福祉課) 八
指定居宅介護支援事業の廃止 (高齢保健福祉課) 八
指定介護療養型医療施設の指定の辞退 (高齢保健福祉課) 八
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出 (商政課) 九
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出 (商政課) 九
大規模小売店舗立地法第六條第二項の規定による届出 (商政課) 九
大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取 (四件) (商政課) 一〇
換地計画書の縦覧 (二件) (農村整備課) 一〇
公安委告示
交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正 (二件) 一一

山口県告示第七十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十八年二月十七日から同年三月九日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市環境部環境共生課において公衆の縦覧に供する。

平成十八年二月十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 宇部興産株式会社
住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 宇部興産株式会社研究開発本部宇部研究所
所在地 宇部市大字小串一九七八番地の五
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (m^3 /日)	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日
イ七二の二 (八基)	〇・〇五	平成一八、 三、一〇	平成一八、 三、三二	平成一八、 四、一
イ七二の二 (六基)	〇・二	"	"	断 続
"	〇・〇五	"	"	時 間 隔
イ七二の二 (四基)	〇・三	"	"	一 日 当 た
イ七二の二 (二基)	〇・五	"	"	季 節 的 変 動 の 概 要

No. 1	排水口	七	六・五 八・五	一八	一三	六	五〇	〇・五	四	五	〇・八	一・一	四七五・八	六一〇
-------	-----	---	------------	----	----	---	----	-----	---	---	-----	-----	-------	-----

山口県告示第七十四号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第十条第一項各号に掲げる特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成十八年二月十七日

山口県知事 二井 関成

一	区域	山陽小野田市												
二	検査の期日、場所等													
期	日	時	間	場	所									
平成一八、	四、一九	午前一〇時から正午まで		山陽小野田市商工センター										
"	"	午後一時三〇分から午後三時三〇分まで		山陽小野田市民館										
"	"	二〇	午前一〇時三〇分から午前一時三〇分まで	山陽小野田市本山公民館										
"	"	"	午後一時から午後三時まで	山陽小野田市赤崎公民館										
"	"	"	午前一〇時から正午まで	山陽小野田市植生公民館										
"	"	"	午後一時三〇分から午後三時まで	山陽小野田市厚陽公民館										
"	"	"	午前一〇時三〇分から正午まで及び午後一時から午後三時まで	山陽小野田市厚狭公民館										
"	"	"	午前一時三〇分から午前一時三十分まで	山陽小野田市有帆公民館										
"	"	"	午後一時から午後三時三十分まで	山陽小野田市役所										

平成十八年四月二十六日から同年六月三十日まで、山口県計量検定所において実施する。

三 所在場所における定期検査の期間

平成十八年十月十六日から同年十二月十五日まで

四 指定定期検査機関の名称

社団法人山口県計量振興協会

一 区域 山口市

二 検査の期日、場所等

期	日	時	間	場	所
平成一八、	五、二一	午前一〇時から午前一時三〇分まで		山口市宮野公民館	
"	"	午後一時から午後二時三十分まで		山口市仁保公民館	
"	"	午後三時から午後三時三十分まで		山口市徳地山村開発センター	
"	"	午前九時三〇分から午前一時三十分まで		山口市大内公民館	
"	"	午後一時から午後二時まで		山口市小鯖公民館	
"	"	午後三時から午後三時三十分まで		山口市名田島公民館	
"	"	午前九時三〇分から午前一時三十分まで		山口市佐山公民館	
"	"	午後一時から正午まで及び午後一時から午後三時まで		山口市嘉川公民館	
"	"	午前一〇時から午前一時三十分まで		山口市鑄銭司公民館	
"	"	午後一時から午後二時まで		山口市二島公民館	
"	"	午後二時三〇分から午後三時三十分まで		山口市陶公民館	
"	"	午前九時三〇分から午前一時三十分まで		山口市吉敷公民館	
"	"	午前一時から正午まで		山口市大歳公民館	
"	"	午後一時三〇分から午後三時三十分まで		山口市平川公民館	
"	"	午前九時三〇分から午前一時三十分まで		山口市湯田公民館	
"	"	午後一時から午後三時三十分まで		山口市中原一二の一	
"	"	午前九時三〇分から正午まで及び午後一時から午後三時まで		山口市福祉センター	

一	二	三	四
区域	検査の期日、場所等	所在場所における定期検査の期間	指定定期検査機関の名称
萩市	平成一八、六、二二 午後一時から午後三時まで	萩市大島出張所	山口県計量振興協会
"	" 一三 午前一時から正午まで	萩市相島文化センター	"
"	" 一四 午前一時から午前一時三十分まで	萩市三見出張所	"
"	" 一五 午前九時から午前一時三十分まで	萩市大字山田五一五三 山口県漁業協同組合玉江浦支店	"
"	" 一六 午前一時から正午まで	萩市見島支所	"
"	" 一七 午前一時から正午まで	萩市見島一八三四の三 山口県漁業協同組合宇津支店	"
"	" 一八 午後一時三十分から午後三時まで	萩市大字榑東六四四六の五 山口県漁業協同組合はぎ支店	"
"	" 一九 午前一時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	萩市大字東浜崎町一三七 萩浜崎卸売市場	"
"	" 二〇 午前一時から午後三時まで	川上公民館	"
"	" 二一 午後一時から午後二時まで	萩市旭総合事務所	"
"	" 二二 午後二時から午後四時三十分まで	萩市旭活性化センター	"
"	" 二三 午前九時から午前一時三十分まで	萩市小川支所	"
"	" 二四 午前一時から正午まで	萩市田万川保健センター	"
"	" 二五 午後一時三十分から午後三時まで	萩市大字江崎一七六の一三 江崎ふるさとセンター	"
"	" 二六 午前九時三十分から正午まで及び午後一時から午後三時まで	山口市湯田温泉五丁目五番二二 山口勤労者総合福祉センター	"

平成十八年五月二十九日から同年七月三十一日まで、山口県計量検定所において実施する。

三 所在場所における定期検査の期間
平成十八年七月三日から同月二十日まで

四 指定定期検査機関の名称
社団法人山口県計量振興協会

一	二	三	四
区域	検査の期日、場所等	所在場所における定期検査の期間	指定定期検査機関の名称
萩市	平成一八、六、二二 午後一時から午後三時まで	萩市大島出張所	山口県計量振興協会
"	" 一三 午前一時から正午まで	萩市相島文化センター	"
"	" 一四 午前一時から午前一時三十分まで	萩市三見出張所	"
"	" 一五 午前九時から午前一時三十分まで	萩市大字山田五一五三 山口県漁業協同組合玉江浦支店	"
"	" 一六 午前一時から正午まで	萩市見島支所	"
"	" 一七 午前一時から正午まで	萩市見島一八三四の三 山口県漁業協同組合宇津支店	"
"	" 一八 午後一時三十分から午後三時まで	萩市大字榑東六四四六の五 山口県漁業協同組合はぎ支店	"
"	" 一九 午前一時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	萩市大字東浜崎町一三七 萩浜崎卸売市場	"
"	" 二〇 午前一時から午後三時まで	川上公民館	"
"	" 二一 午後一時から午後二時まで	萩市旭総合事務所	"
"	" 二二 午後二時から午後四時三十分まで	萩市旭活性化センター	"
"	" 二三 午前九時から午前一時三十分まで	萩市小川支所	"
"	" 二四 午前一時から正午まで	萩市田万川保健センター	"
"	" 二五 午後一時三十分から午後三時まで	萩市大字江崎一七六の一三 江崎ふるさとセンター	"
"	" 二六 午前九時三十分から正午まで及び午後一時から午後三時まで	山口市湯田温泉五丁目五番二二 山口勤労者総合福祉センター	"

平成十八年六月二十九日から同年八月三十一日まで、山口県計量検定所において実施する。

三 所在場所における定期検査の期間
平成十八年九月四日から同月八日まで

四 指定定期検査機関の名称
社団法人山口県計量振興協会

山口県告示第七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成十八年二月十七日

山口県知事 二井 関成

一 保安林予定森林の所在場所

萩市大字佐々並字白口東大霜六五三、字奥白口七一三の七
美祢郡秋芳町大字嘉万字山ノ奥五四六の一、五四八、五四九、五五〇の一、字深切
五五三、五五四の一、字蕎麦畑五七一の一、五七三の一、五七五、五七六

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
- 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林部森林整備課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林予定森林の所在場所

萩市大字佐々並字西新茶屋一三二の一、一三三の一、大字下小川字中ノ谷西平二〇二七の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
阿武郡阿武町大字木与字石佛一九八の二(次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
- 3 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林部森林整備課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)



(八六) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十八年三月三十日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十八年二月十七日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十八年一月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 山口グリーンライフ研究所

代 表 者 の 氏 名 河村 龍弐

主たる事務所の所在地 光市虹ヶ丘二丁目二番二五号

三 定款に記載された目的

社会福祉法の理念に基づき、教育、福祉、保健及び医療の総合的連携を図り、福祉文化に関する研究及び実践のネットワークづくりを行うとともに、児童、生徒及び高齢者の生きがいづくりを支援し、もって地域の福祉文化の向上に寄与すること。

(八七) 訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により、次のとおり訪問介護に係る指定居宅サービス事業者の指定をしました。

平成十八年二月十七日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅サービス事業者 名称 主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所 名称 所在地	指定年月日
有限会社あさか 山陽小野田市大字鴨庄五六の二	ひまわり・介護ステーション宇部市南小羽山町二丁目一番七号	平成一八、二、一
有限会社ケアネットサービス 周南市大字須々万本郷七六八の五	ヘルパースターシヨン・さくらほうふ 防府市三田尻二丁目九番三四号	" "

(八八) 通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により、次のとおり通所介護に係る指定居宅サービス事業者の指定をしました。

平成十八年二月十七日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅サービス事業者 名称 主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所 名称 所在地	指定年月日
有限会社ここにこサービス 下関市豊北町大字神田四二二三	ここにこデイサービスセン 下関市豊北町大字神田四二二三	平成一八、二、一
株式会社不二ビルサービス 広島市中区八丁堀一五番一〇号	デイサービスセンターふじ徳山 周南市大字徳山一〇二の二	" "
有限会社カネフジ介護センター 山陽小野田市大字小野田七三九六の一	デイサービスほえみ石井手 山陽小野田市大字東高泊六六一の一	" "
社会福祉法人高森福祉会 玖珂郡周東町大字西長野六二一の二	せんぞく苑デイサービスセン 玖珂郡周東町大字下久原四四三の六	" "

(八九) 短期入所生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により、次のとおり短期入所生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定をしました。

平成十八年二月十七日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅サービス事業者 名称 主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所 名称 所在地	指定年月日
社会福祉法人高森福祉会 玖珂郡周東町大字西長野六二一の二	せんぞく苑 玖珂郡周東町大字下久原四四三の六	平成一八、二、一

(九〇) 指定居宅介護支援事業者の指定

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をしました。

平成十八年二月十七日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅介護支援事業者 名称 主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所 名称 所在地	指定年月日
有限会社小川 山口市大内御堀七七七の四六三	きぼうの森居宅介護支援事業所 山口市宮島町一〇番二五号	平成一八、二、一
株式会社不二ビルサービス 広島市中区八丁堀一五番一〇号	ヘルパースターシヨンふじ徳山 周南市大字徳山一〇二の二	" "

(九一) 通所リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業の廃止

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次のとおり通所リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業の廃止の届出がありました。

平成十八年二月十七日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅サービス事業者 氏名又は名称 住所又は主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を廃止した 事業所 名称 所在地	廃止年月日
医療法人人生山会 長門市東深川一三四	医療法人人生山会 老人保健施設かつら苑 長門市俵山四九一〇の一	平成一八、一、三一

(九二) 短期入所療養介護に係る指定居宅サービス事業の廃止
 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次のとおり短期入所療養介護に係る指定居宅サービス事業の廃止の届出がありました。

平成十八年二月十七日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅サービス事業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を廃止した 事業所 名称	所在地	廃止年月日
医療法人治徳会	周南市大字湯野 四二一七の二	湯野温泉病院	周南市大字湯野 四二一七の二	平成一八、三

(九三) 指定居宅介護支援事業の廃止

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業の廃止の届出がありました。

平成十八年二月十七日

山口県知事 二井 関 成

指定居宅介護支援事業者 名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を廃止した 事業所 名称	所在地	廃止年月日
武久興産株式会社	下関市武久町二丁目五五番八号	武久興産株式会社	下関市武久町二丁目五五番八号	平成一八、三
株式会社コムス	東京都港区六本木六丁目一〇番一號	株式会社コムス アンテナ	防府市大字田島 五二六の二	" "

(九四) 指定介護療養型医療施設の指定の辞退

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十三条の規定により、指定介護療養型医療施設から次のとおり指定の辞退がありました。

平成十八年二月十七日

山口県知事 二井 関 成

指定介護療養型医療施設 名称	所在地	指定辞退年月日
湯野温泉病院	周南市大字湯野四二一七の二	平成一八、一、三一

(九五) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十八年二月十七日から同年六月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年二月十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 (仮称) スポーツデポ・ゴルフ5 山口店
 所在地 山口市大内御堀九六四の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社アルペン 名古屋市西区見玉三丁目三五番一八号 水野 泰三
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 氏名又は名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社アルペン 名古屋市西区見玉三丁目三五番一八号 水野 泰三
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
 平成十八年十月一日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 六、九六〇平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (一) 駐車場の収容台数 三七九台
 - (二) 駐輪場の収容台数 二〇〇台
 - (三) 荷さばき施設の面積

(四) 一三三平方メートル
 廃棄物等の保管施設の容量
 八五立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 氏名 又は 名称 開店時刻 閉店時刻

株式会社アルペン 午前九時 午後九時三〇分

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前八時三十分から午後十時まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数
 二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前六時から午後九時まで

八 届出年月日
 平成十八年一月三十日

(九六) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十八年二月十七日から同年六月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市経済部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年二月十七日
 山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 丸久錦見店

所在地 岩国市錦見八丁目二番五六号
 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 倉重 雅之

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
---------	---------------------------	-----	-----

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

株式会社マツモト
 有限会社くにきよ園芸

株式会社マツモト

有限会社くにきよ園芸

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

有限会社くにきよ園芸

—

玖珂郡和木町和木五丁目二番三八号

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

有限会社くにきよ園芸

—

國清 勲

四 届出年月日

平成十八年二月二日

五 変更年月日

平成十七年四月一日

(九七) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十八年二月十七日から同年六月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市経済部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年二月十七日
 山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 丸久錦見店

所在地 岩国市錦見八丁目二番五六号
 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 倉重 雅之

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
---------	---------------------------	-----	-----

来客が駐車場を利用することができ る時間帯	有 限 会 社 に き よ 園 芸	"	午前九時から翌日の 午前零時二〇分まで	"	午前八時四五分から 翌日の午前零時二〇 分まで
--------------------------	---	---	------------------------	---	-------------------------------

- 四 届出年月日
平成十八年二月二日
- 五 変更年月日
平成十八年二月十六日

(九八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十七年十月四日山口県公告(五二三)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年二月十七日から同年三月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市経済部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年二月十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 (仮称)平田ショッピングセンター
 所在地 岩国市南岩国町二丁目七六番二七号
- 二 意見の概要
 特に配慮を求める事項はない。

(九九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十七年十月四日山口県公告(五二四)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年二月十七日から同年三月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市経済部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年二月十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 (仮称)平田ショッピングセンター
 所在地 岩国市南岩国町二丁目七六番二七号
- 二 意見の概要
 特に配慮を求める事項はない。

(一〇〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十七年十月七日山口県公告(五三四)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年二月十七日から同年三月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年二月十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 コスバ防府
 所在地 防府市大字植松一四
- 二 意見の概要
 特に配慮を求める事項はない。

(一〇一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十七年十月七日山口県公告(五三五)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年二月十七日から同年三月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年二月十七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 コスバ防府

所在地 防府市大字植松一―四
二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(一〇二) 換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十二条の二第一項の規定により、
下関市道市地区(第三換地区)の換地計画を適当であると決定したので、同条第四項に
おいて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり縦覧に供します。
平成十八年二月十七日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

下関市道市地区(第三換地区)換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十八年二月二十日から同年三月十三日まで

三 縦覧の場所

山口県農林部農村整備課

(一〇三) 換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十二条の二第一項の規定により、
周南市長穂東部地区(小原換地区)の換地計画を適当であると決定したので、同条第四
項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十八年二月十七日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

周南市長穂東部地区(小原換地区)換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十八年二月二十日から同年三月十三日まで

三 縦覧の場所

山口県農林部農村整備課



山口県公安委員会告示第七号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示(昭和四十一年
山口県公安委員会告示第六十三号)の一部を次のように改正する。

平成十八年二月十七日

山口県公安委員会

表山口県美祢警察署の部を次のように改める。

平成十八年二月十七日印刷
平成十八年二月十七日発行

発行人 山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

山口県公安委員会告示第八号
 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示(昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号)の一部を次のように改正し、平成十八年二月二十日から施行する。

山口県 美祿警察署		美東交番	美祿郡美東町大字大田	美東町のうち大字大田、大字長登
駐在所	美川警察官	美祿市大嶺町奥分	美祿市のうち大嶺町奥分(豊田前警察官駐在所の所管区を除く。)、大嶺町東分(日永及び日永住宅に限る。)	
駐在所	重安警察官	美祿市大嶺町北分	美祿市のうち大嶺町北分、大嶺町東分(堤、上領及び上領住宅に限る。)	
於福警察官	駐在所	美祿市於福町下	美祿市のうち於福町上、於福町下	
豊田前警察官	駐在所	美祿市豊田前町麻生下	美祿市のうち大嶺町奥分(桃ノ木上、桃ノ木下及び三ツ杉に限る。)、豊田前町麻生上、豊田前町麻生下、豊田前町今山、豊田前町嶺、豊田前町古烏帽子、豊田前町保々	
西厚保警察官	駐在所	美祿市西厚保町本郷	美祿市のうち西厚保町原、西厚保町本郷	
東厚保警察官	駐在所	美祿市東厚保町山中	美祿市のうち東厚保町川東、東厚保町山中	
赤郷警察官	駐在所	美祿郡美東町大字赤	美東町のうち大字赤、大字絵堂	
綾木警察官	駐在所	美祿郡美東町大字綾木	美東町大字綾木	
真名警察官	駐在所	美祿郡美東町大字真名	美東町のうち大字長田、大字真名、大字小野	
嘉万警察官	駐在所	美祿郡秋芳町大字嘉万	秋芳町のうち大字青景、大字嘉万	
別府警察官	駐在所	美祿郡秋芳町大字別府	秋芳町大字別府	
秋吉警察官	駐在所	美祿郡秋吉町大字秋吉	秋芳町大字秋吉	
岩永警察官	駐在所	美祿郡秋芳町大字岩永	秋芳町のうち大字岩永下郷、大字岩永本郷	

平成十八年二月十七日

山口県公安委員会

表山口県防府警察署の部防府駅前交番の項位置の欄中「戎町一丁目」を「八王子二丁目」に改める。